

倒産手続活性化の処方箋

中井康之

本稿で検討対象とするのは、もっぱら中小企業の事業再生を主たる目的とする倒産手続（債務整理手続）である。倒産手続には、法的倒産手続（法的整理）に限らず私的整理手続（私的整理）も含まれる。また、事業者も含め個人を対象とした手続や清算を主たる目的とした手続は検討の対象外とする。

1 法的倒産手続の減少と私的整理手続の活用——現状認識

平成8年に和議法に代わる新たな民事再生法が施行され、全面改正された会社更生法が平成15年に施行された。バブル崩壊後の事業再生の主役として利用されたこれら再建型法的倒産手続は、近時において、利用数の減少が顕著である。他方、平成13年に私的整理に関するガイドラインが制定された後、中小企業再生支援協議会、事業再生実務家協会、地域経済活性化支援機構（REVIC）などに行う準則型私的整理手続が次々と整備された。

法的倒産手続が少ないのはなぜか。最初に、その主要な客観的原因を指摘し、次に債務者側と債権者側の主観的事情を検討する。

（1）客観的原因

客観的原因は様々であり、論者の視点によって異なる整理が可能であるが、ざっくりと言えば次の2点にあるように思われる。

（a）対象企業の変化——バブル崩壊型企業から

構造不況型企業へ

バブル経済の崩壊により窮境に陥った「バブル崩壊型企業」を再生するために、再生手続・更生

手続などの法的倒産手続が活用されたことは記憶に新しい。過大な不動産投資などにより過剰債務を負担したままでは本来の事業の継続が困難になった企業にとって、本業を再生するためには不要な事業を切り離し過剰な債務を抜本的に減免する必要があり、他方で、当該債務者に対して多額の不良債権を有する金融機関にとっても不良債権処理を急ぐ必要があり、その両者の思惑が、透明性と公平性が確保され、かつ迅速に過剰な債務を思い切って整理できる法的倒産手続の活用を求めたといえる。それが民事再生法施行後の10年であった。

その後、バブル崩壊の影響を受けた破綻原因の明確な重症患者が減少する一方、金融機関の財務内容も改善に向かい、抜本処理を優先した法的倒産手続の必要性は薄れた。それに代わり、近時の10年は、リーマンショック後の低成長時代における「構造不況型企業」の再生が主要な課題となっている。構造不況型企業は、地域に根付いた企業であることが多いが、生産性は低く収益の確保もままならず、再生計画を容易に描くことができず、過剰債務を解消しても企業の成長に結びつかない。そのような企業は、法的倒産手続をとると、事業価値が毀損し、事業の廃止ないし譲渡でしか生き残れない結果となりかねないことから、荒療治となる法的手続を求める。他方、財務内容が相応に改善した金融機関は、不良債権処理を急ぐ必要もなく、対象企業が低収益のまま生き残ることを選択してもそれほど困らないし、体力のない金融機関は不良債権処理を急がない。法的手続による抜本的債務整理を求める必要性も合理性も乏しい状況に変化した。

このように、現実社会は、過剰債務を抱えた生

産性・収益性の低い企業に対して法的手続を利用した抜本的再生を期待しないし、それが事実上困難であることが法的倒産手続減少の最大の要因ではなかろうか。そして、経済の活性化を政策として掲げている政府も、法的倒産手続の数の増加を望まないことがそれを後押ししているように思われる。

（b）手形取引の減少

近時手形取引が著しく減少しており、手形不渡りを契機とした銀行取引停止処分も減少している。かつては、手形不渡り処分を回避するために法的倒産手続による保全処分の利用又は手続開始決定が不可欠であったので必然的に法的手段を利用せざるを得なかった。しかし、手形取引の減少により、資金不足の場合に手形不渡り処分を回避するために法的手段を利用する必要性が乏しくなった。加えて、金融円滑化法以降、資金繰りは、取引金融機関のリスクによって確保することが一般的な手法となり、手形不渡りを回避するためには取引金融機関にリスクを要請すれば足り、法的手段を利用するまでもなく資金繰りが確保できるようになった。手形取引の減少とリスクによって資金繰り確保ができるようになったことが、法的倒産手続の減少要因となっている。

（c）法的倒産手続が選択される場合

かかる状況のところで、法的倒産手続が選択されるのは、金融機関のリスクによっても資金繰りが破綻する企業、悪質な粉飾等のために金融支援が得られない企業、収益性の悪化が継続し手元資産も食いつぶし、もはや迅速な事業譲渡等によらなければ事業の維持が困難な企業、バブル崩壊型と同様に過剰債務の原因が明確でありそれを除去すれば本来の事業の再生が図れる企業などに限られることとなつた。

このような客観的原因が法的倒産手続の利用を減少させているが、それらは中小企業を取り巻く構造的なものといえよう。これに加えて、債務者側と債権者側の主観的事情が、法的手段の利用を減少させている。その指摘が正しければ、客観的原因が除去されても、法的手段の利用が著しく増大することにはならない。

（2）債務者側の主観的事情その1

——法的倒産手続を回避したいと考える理由
法的倒産手続を減少させている債務者側の主觀

的事情を列挙してみよう。

①法的倒産手続の場合、全ての債権者を対象とするから、必然的に商取引債権も対象となる。そのため事業価値が毀損する。経営者は、取引債権者に迷惑をかけたくないと考えるので、法的手段を避ける傾向にある。

②法的倒産手続が開始すると必ず官報に公告されるので、債務者企業の倒産したことが世間に広く知られ、しかも新聞や信用情報誌上で「倒産」のレッテルが張られる。そのため事業価値が毀損するだけでなく、経営者が形成してきた名譽や信用が失墜するから、経営者はそれを避けたいと考える。

③法的倒産手続に基づき金融債務をカットした場合、中小企業の経営者の保証債務が顕在化する。保証債務の整理のために経営者が全資産処分を求められ、場合によっては個人破産が避けられないとすれば、経営者は、主たる債務者について法的手段をとることを躊躇する。

④近時の法的倒産手続における事業再生手法としては、従来の経営者が経営を継続して再生を果たす自主再建型は少くなり、スポンサーに事業を譲渡する事業譲渡型や会社分割型が多くなっている。その結果、従来の経営者や株主は経営から排除されることになるが、中小企業の経営者らはそれを受け入れたくない心情がはたき、法的手段の利用を躊躇する傾向にある。

⑤更生手続は管理型であり、再生手続もDIP型を基本としながらも場合によっては管理型に移行する。管理型の場合、再生計画案の立案やスポンサーの選定手続に経営者の意向が反映されにくくなる。そのことが経営者にとって不安要素となり、経営者のコントロールの及びにくい法的手段は回避したいと考える。上場企業の経営者であってもその傾向は否定できない。

⑥法的倒産手続には、取締役の責任追及の定めがあり、たとえDIP型でも取締役としての責任の有無が公の調査対象となり、場合によっては責任追及を受けることがある。経営者としてそれをリスクと感じる場合がある。

⑦近時は、制度化された私的整理が整備され、取引金融機関も、窮境状況にある中小企業を再生させるためには、法的倒産手続より私的整理手続の利用を勧めている。そして、私的整理では、以上に指摘した法的手段を回避したいと経営者が考